

「職場のモラル・ハラスメントをなくす会」

ニュースレター Vol.13

2014年2月号



編集・発行：職場のモラル・ハラスメントをなくす会
連絡先：〒532-0013 大阪市淀川区木川西2丁目19-10
Tel&Fax: (06)4981-3076 e-mail: info@morahara.org
URL: <http://www.morahara.org>

- ◆
- ◆ みなさま、いかがお過ごしでしょうか。
- ◆ ニュースレター No.13 をお届けいたします。
- ◆ 今回は、会員の皆様のご意見をお聞きしたいと思い、アンケートを同封しています。
- ◆ お手数ですが、別紙アンケートにご記入のうえ、FAX番号 06-4981-3076 まで送信していただければ幸いです。
- ◆ これからも個別の電話相談や情報発信に加え、日本における職場のモラル・ハラスメント規制法の立法化実現に向けて、努力をまいります。
- ◆ 今後とも、よろしくお願いいたします。
- ◆

目次

1. モラハラ相談の流れと内容 ～相談をされる方のために
渡辺 玖美子 2
2. 私の農業体験（2）
小林 由香子 9
3. 本の紹介
『未来の働き方を考えよう 人生は二回、生きられる』 ちきりん（著）
長尾 香織 10
4. お知らせ・ご案内 12

モラハラ相談の流れと内容

～ 相談をされる方のために

渡辺 玖美子

＊ はじめに ＊

職場のモラル・ハラスメントをなくす会の活動の一つの柱が、無料の電話相談です。(無料といっても、通常の電話料金はかかります。)

職場でモラハラ被害を受けた方の中には、家族や友達、同僚や上司、会社の相談窓口、労働組合、行政の労働相談所などに相談して、解決の糸口を見つける場合もあるでしょう。しかし多くの方は、誰に相談したらいいのかわからず、また相談しても意味がないのではないかと考え一人で悩みを抱え、苦しんでおられるのではないのでしょうか。また、相談することによって身近な人に負担をかけたくないと思い、相談するのをためらうこともあると思います。でも心の底では、モラハラを実際に受けた人間でなければ理解できない精神的なしんどさや、法規制がまだない中でもモラハラ加害者にどう対応すればいいかといった内容について、誰かに相談したい、話を聞いてもらいたいと思っておられるのだらうと思います。そこでネットで検索して当会を見つけ、どんな会なのか不安を持ちながらも、わらにもすがるような思いで当会の相談電話にかけてこられるのでしょう。

(ちなみに当会は市民ボランティア団体で、特定の政治・宗教団体とは関係ありません。活動のための資金は自分たちで出したり、当会の活動に賛同して下さる会員からの会費や寄付などでまかっています。)

さて、ネットなどで当会の電話相談を知り、いざ相談するとなると、どんなことを話せばよいのか、何を準備したら話しやすいのか、また相談後、どのようなアドバイスを受けられるのかといった疑問を感じると思います。本稿では、初めて相談される方が安心して相談できるよう、相談の流れや当会がどのようなアドバイスをするかをお知らせし、相談することの意義について考察したいと思います。

＊ 電話相談の流れ ＊

相談日は、毎月第1・3水曜日の午後6時半から8時と、第4日曜日の午後3時から5時です。その時間に当会の担当者が事務所の電話の前で待機しています。そして電話がかかってくると電話に出てお話を伺います。電話相談担当者は、モラハラに詳しいモラハラ被害経験者やその支援者です。(上記相談時間帯以外にお電話をされる場合は、留守番電話になります。メールで相談される方には、基本的にメールでお返事しています。また、電話相談をお休みすることはめったにありませんが、どうしても担当者の都合がつかずやむをえずお休みする場合は、ホームページでお知らせします。)

相談者は、思いつくままにお話しされるうちに考えがまとまってきて、自分がどうしたいのかということに気づくこともあるようです。ですので、特に事前の準備に時間をかける必要はないのですが、次のことについては、こちらか

ら質問することがあります。カッコ内は質問をする理由です。

- 在職期間、年代、職場の規模（異動が可能かどうかを確認するため）
- 雇用形態（有給休暇をとれるかどうかを確認するため）
- 労働組合や社内相談窓口の有無（会社の相談体制の確認）
- 他の機関に相談されたかどうか（どのようなアドバイスをもらっているか、その機関の担当者の対応の確認）
- 加害者との関係、モラハラのきっかけ、加害の内容（事実関係を把握するため）
- 体調、被害期間の長さ など

お話しをよく聞いた後の流れは、相談内容によって異なりますが、おおまかには次の3つに分かれます。

- ① 電話での傾聴や、相談者が知りたい情報を提供することにより、相談者の期待に応じて相談終了。
- ② さらに詳しい情報を調べたり、判断が難しく会の世話人に相談したうえで質問に答える必要がある場合は、あらためてメールなどで連絡を取り、相談継続。
- ③ 法的な手段に訴えたいのでモラハラに詳しい弁護士を紹介してほしいという要望の場合は、あらためてメールなどで連絡を取り、当会につながりのあるモラハラに詳しい弁護士を紹介する。

相談内容については、世話人や電話相談担当者どうしで話し合う必要のある範囲で共有しますが、外部には絶対に漏らしません。相談者のお名前も特にお聞きしませんが、②のように相談継続の場合や③のように弁護士を紹介する場合は、連絡をとるためにメールアドレスやお名前をお伺いしています。

＊ 提供する情報やアドバイスの内容 ＊

相談者が何を望んでいるかにより提供する情報やアドバイスは異なりますが、以下の内容を中心にアドバイスします。相談者のお話しをよく聴いたうえで希望に応じた情報提供・アドバイスをし、お気持ちを尊重するよう心がけています。

【社 内】 ～相談する、研修を行う

◎ 上司に相談する

上司に相談しても、加害者寄りだとか事なかれ主義のため頼ることができない場合は、上司の上司に相談します。そして相談する場合は文書を作って相談します。文書には、モラハラの被害内容をできるだけ具体的に書き、上司にとってもらいたい対応（厳重注意、異動など）があればその内容を書き、口頭で相談して文書を上司に渡します。会社には、職場環境配慮義務があるので、上司にはしかるべき対応をとってもらおうよう促します。

ごくまれに、権限をもった上司が毅然とした態度で加害者に厳しく注意をすることにより、モラハラ行為がぴたっとやむ場合がありますが、うまくいかない場合も多いです。その場合は、配置換えなど物理的に加害者とできるだけ離れることができるよう、対処してもらおうのがよいと考えます。



◎ 仲間に相談する

同じ職場にモラハラ被害を受けている同僚や仲間がいたり、またモラハラ被害を受けて退職した人で連絡を取れる人がいれば、その人たちにも相談し、つながりを作り、できるだけ孤立しないようにします。

(このようにできれば良いのですが、実際は、モラハラの加害者は被害者が社内で孤立するように仕向けるので、なかなか難しいところです。)

◎ 社内に信頼できそうな相談窓口や労働組合があれば、相談する

「信頼できそうな」というところが肝心です。せっかく相談窓口があるのに、その担当者が加害者となれ合いの関係で、相談すると加害者に筒抜けとなり被害が余計にひどくなった、という事例もあります。社内に相談窓口があっても、担当者の資質や人間関係にも注意する必要があります。

また労働組合についても、モラハラという、従来扱ってこなかった問題については、相談されてもどう対処してよいかノウハウがないので、相談を受け付けてくれない場合もあります。労働組合の方々には、深刻な労働問題として、モラハラにも組織として真剣に取り組んでいただきたいと思います。

社内でモラハラ・パワハラ予防の研修を行いたいという方には、こういう会社をお知らせしています。

★ アトリエエム (大阪)

代表者 三木啓子さん

★ クオレ・シー・キューブ (東京)

代表者 岡田康子さん

★ オフィス・プリズム (東京)

代表者 涌井美和子さん

【個人】

～具体的な証拠を残す、加害者を知る、病院に行く、相談する、特定受給資格者の主張をする

◎ モラハラ被害を受けたら、記憶が確かなうちにメモを取り、証拠を残す。

⇒ 嫌がらせのメールが来れば消さずに残しておく。加害者が大声で怒鳴ったり脅したり悪口を言う場合は、できればICレコーダーで録音して証拠を残す。

メモには、モラハラを受けた日時・場所、状況、相手の発言内容や行為、またモラハラを受けたときの自分の気持ちなども記します。このメモは、上司や相談窓口相談してしかるべき対応をとってもらったり、ハローワークに行くとき、特定受給資格者(特定受給資格者と認定されれば失業保険の給付制限がなくなり、雇用保険の加入期間・退職時の年齢によっては給付日数も多くなる。つまり自己都合退職よりも、早く多く失業保険をもらうことができるケースがある。)であることを主張する際に事実を裏づける証拠となったり、裁判をするときにも裁判官に被害にひどさを訴えるために重要な証拠となります。モラハラは、証拠が残りにくく被害をわかってもらいにくいので、メモを小まめにとって証拠を残すことが大切です。

ただし、メモはとりっぱなしにして読み返さないようにして下さい。読み返すとそのときのことを思い出して、再びつらい思いがよみがえるからです。



◎ 加害者の特性を知るため、モラハラについての本を読む

次の本をよくおすすめしています。

- ★ マリー・フランス・イルゴイエンヌ著
高野優訳
『モラル・ハラスメントが人も会社もダメにする』紀伊國屋書店
…モラハラの具体例や加害者の特性がよくわかる。
- ★ 水谷英夫著
『職場のいじめ・パワハラと法対策』第三版
民事法研究会
…多くの判例や事件、具体的な法対策が弁護士により詳しく解説されている。
- ★ こころのサポートセンターウィズ
『モラル・ハラスメントⅠ ～外から見ても分かりにくい心への暴力～』『モラル・ハラスメントⅡ ～第三者としてのわたしたち～』『被害からの回復 ～モラルハラスメント後を生き抜くあなたへ』など。
こころのサポートセンターウィズのホームページも、モラハラについての情報が充実しています。

加害者はたいてい極端に自己愛が強い人たちで、通常の考えが通用しないことが多い特異な人たちです。モラハラ加害者に常識で立ち向かうことは役に立たないだけでなく不利にもなります。孫子の兵法に「彼を知り、己を知れば百戦してあやうからず」とあります。相手がどう特異なのか、相手の人間性を知ることが自分の身を守るために役に立ちます。

そして加害者を知れば、モラハラの原因は加害者にあり、自分が悪いのではないとわかります。すると、自分を責める必要もなくなり、孤立感も薄れると思います。

◎ うつの症状や、不眠その他体調不良があれば、無理をせず病院に行く。有給休暇を取ることができるならば、それを活用する。

モラハラは「精神的な嫌がらせ」ですから、うつ病になることも多いです。しかも長期にわたりモラハラを我慢し続けると、治るのに時間がかかるようです。うつの症状の一つに、「自殺したくなる」という危険なものがあります。普段であれば絶対に自殺などしないはずの人が自殺をするのは、うつ病の症状のせいだと言われます。うつが治ったら、「なぜ自殺などしようと思ったのだろうか？」と思うそうです。命は、一度失えば二度と戻らないかけがえのないものです。うつ病を軽視せず、病院に行って適切な治療を受けて下さい。

モラハラに詳しい病院として、関西であれば次の病院をお知らせしています。

- ★ ナチュラル心療内科クリニック（兵庫）
- ★ 清水クリニック（大阪）

カウンセリングを受けたい、または被害者どうしのコミュニケーションをとりたいという方（女性）には、大阪近辺であれば次の団体をご紹介します。

- ★ フェミニストカウンセリング 堺

有給休暇があれば、無理せず休むことも大切です。真面目な方にとって、体力的に行こうと思えば会社に行けるのに休むことには抵抗があると思いますが、加害者の精神的な攻撃から自分を守るため、休むことも必要です。



◎ 特定受給資格者の主張 ～退職後

頼りになる上司もおらず、会社も対応せず、うつ手はすべて打ったがモラハラが改善しない。もうこれ以上は限界なので退職したい、という方もおられます。加害者が悪いのに、被害者が会社を辞めなければならないというのは、本当に理不尽で残念なことですが、モラハラを取り締まる法律のない現状で会社も対処しない場合、やむをえず会社を辞めることは、自分を守るための一つの手段といえます。

この場合の退職は、自己都合退職でしょうか？ 違います。「上司からパワハラ・セクハラを受けている」ことにより退職するのは、会社都合退職です。「上司、同僚等からの故意の排斥又は著しい冷遇若しくは嫌がらせを受けたことによって離職した者」に該当するからです。

（詳しくは、厚生労働省のURL

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/koyouhoken05/pdf/03.pdf> をご参照ください)

モラル・ハラスメントが原因で退職した場合、会社に対しては自己都合で退職すると言っても、退職後ハローワークで「モラハラ（パワハラ）が原因で退職したので、特定受給資格者に当たりませんか」と担当者に尋ね、その証拠となるメモやICレコーダーの録音（既述の「モラハラ被害を受けたら、記憶が確かなうちにメモを取り証拠を残す」項目参照）も持参して見せて、特定受給資格者と判断されれば、自己都合退職よりも早く（場合によっては多く）失業保険をもらうことができます。せめて、それくらいの救済はあって当然だと思います。

とはいえ、モラハラが原因で退職しても、特定受給資格者を主張したくないという方もおられます。退職後、同業の職種に転職したいから、できるだけ元の会社に悪い印象を与えたくないという理由で、特定受給資格者の制度は利用しないという相談者もいらっしゃいました。このあたりは、退職後どうしたいかによって、ご意見の分かれるところだと思います。

【公的機関や民間団体】

～相談する

他の相談機関も知りたいという場合には、次のような機関をお知らせします。

★ 公的機関

- ・ 大阪労働局 総合労働相談コーナー
- ・ 大阪中央労働基準監督署
- ・ 大阪府総合労働事務所

★ 会社以外の組合や民間団体

- ・ 関西労働者安全センター
- ・ 地域労組おおさか など

【司法】

～警告、裁判、労災の申請

加害者との対立に耐えられる場合は、モラハラをやめるよう弁護士から「警告」をしてもらうという手段もあります。また、モラハラにより病気になったため労災の申請をしたり、訴訟を提起する場合、一人では難しいので弁護士を紹介してほしいという要望も受けることがあります。

裁判をしたいという希望は尊重したいのですが、裁判にはメリットとともにデメリットもあります。

メリットは、勝てば慰謝料が入り、自分は悪くなかったのだと納得でき、判例が残って後で裁判をする人にとっても力となります。またマスコミに取り上げられれば、社会的にもモラハラのひどさを訴えることができるでしょう。

しかし、モラハラについてはまだ日本では法律がなく、証拠が残りにくいので被害者には不利な点が多いです。たとえば残業手当の未払いなどであれば客観的な証拠が得やすいですが、

モラハラは自分でメモやメールや音声（罵声や悪口など）を記録・保持する努力をしないと証拠が残りません。また原告が一人で、証拠もあまりなければ「被害妄想ではないか」と疑われる可能性もあり、原告の仲間や協力してくれる証人を探す努力もいります。さらに、訴訟を提起すると加害者から名誉毀損で逆に訴えられることもありえます。もちろん、裁判のための書面を作るための時間や労力、お金も必要です。

もちろんだうしても裁判をしたいという相談者のご希望を否定するつもりはありませんし、裁判をして良かったというケースもあります。しかし、裁判にはメリットとともにデメリットもあることを知っておいていただきたいと思えます。

ここまで読んで「なんだ、まどろっこしいな。これをすればすぐに解決する！という対策はないの？」と思われた方もいるかもしれません。わたしたちが一番困るのは、そのような直接的で即効性のある解決策の即答を求められたときです。日本にはまだ、モラハラを予防・規制したり被害者を救済するための法律がありません。「精神的嫌がらせ」であるモラハラは構造が深刻なので、すべてのモラハラに効く万能の特効薬のような対策は、残念ながらありません。現在のところ、被害者としては粘り強く小さな対抗策を積み重ねるしかないのです。

＊ 相談することの意義 ＊

さて、ここまでの内容を読めば「だいたいのアドバイスの内容がわかったから、わざわざ電話して相談したり話をする必要はないのでは？」と思う方もいらっしゃるでしょう。相談するお時間のない方には、きつとここまでの内容が役立つと思います。

しかし、生身の人間というのはロボットやコンピュータと違い、心をもっています。人間は

合理的なようで合理的ではない面があります。現実の事実関係にはまったく影響がなくても、「愚痴を共感的に聞いてもらい、理解してもらい、受け入れてもらう」ことで心のもやもやが晴れてスッキリし、前向きな気持ちになった経験はないでしょうか。

人間にはさまざまな欲求がありますが、アメリカの心理学者マズローは、人間の欲求を低次から高次の順で分類し、5段階のピラミッド型で示しました。下から順に、生理的欲求・安全の欲求（誰にも脅かされることなく、安全に安心して生活したい）・所属と愛情の欲求（集団に属したり、仲間から愛情を得たい）・尊重の欲求（他者から独立した個人として認められ、尊重されたい）、自己実現の欲求（自分の能力を最大限に引き出し、成長したい）の5つです。モラハラは、このうち4つの欲求を阻害するものと考えられます。精神的な攻撃を受けることで安全の欲求が、孤立させられることで所属と愛情の欲求が、悪意を向けられることで尊重の欲求が、抑圧され、退職に追い込まれることで自己実現の欲求が阻害されると考えます。

モラハラを受ける中で被害者は、（良心的な方は特に）自分が悪いからこのような仕打ちを受けるのだと考え、何が悪いのか内省し改善しようとします。しかし、モラハラの原因は被害者ではなく加害者にあるので、被害者がいくら反省し努力を重ねても事態は打開せず、被害者は出口のない迷路の中で疲労困憊し、解決できない自らの無力さを責めるようにさえなります。加害者だけでなく、被害者自身までもが自分を責めたら、加害者の思うつぼです。どうか、自分を責めないでください。



そのような被害者の方が電話で相談をして、話を共感的に聞いてもらい、「これはモラハラだ」「自分は悪くない、相手が悪いのだ」とわかると、少しほっとすると思います。誰かから共感的に話を聞いてもらうということは、「独立した個人として認められ、尊重されたい」という尊重の欲求を満たすことになるでしょう。また、自分では悪くないと思っけていても、それは主観の域を出ないので、客観的な立場の人から「あなたは悪くない。相手が悪い」とはっきり言われることで、安心感も生まれるでしょう。たまたまっていた不安や悩みを吐き出すだけでも、気持ちが軽くなるだろうと思います。さらに、電話で話しているうちに頭が整理されて、自分を冷静に客観視したり、自分がどうしたいかに気づくこともあります。「人と対話をする」ということには、私たちが思っている以上の効果があるようです。

これまで被害者の方に向けての内容を中心に述べてきましたが、「自分は加害者かもしれない」と心配している方からの相談を受けることもあります。自分が行っていることはモラハラではないか、という心配です。そういう心配をされる方は、良心的な人だと思います。モラハラの加害者は自己正当化が上手、もしくは無意識のうちに自己正当化をしているので、自分が加害者かどうか疑おうとはしないでしょう。た

とえ本当に加害者に該当する場合であっても、それを意識することでモラハラをしないように決意し心掛けるきっかけとなり、被害を減らすことができるので、加害者かどうか心配な方も是非お電話して頂きたいと思います。

＊ さいごに ＊

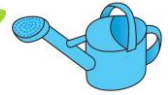
こういった電話相談に関する解釈は単に私の独断にすぎず、電話相談という活動も、実際はたいして役に立たないのかもしれませんが。しかし、電話相談を受けたあと「話をよく聴いてもらって、心が軽くなりました。本当にありがとうございました。相談してよかったです。」といった感謝の言葉をいただくこともあり、そんな時は少しはお役に立てたのかな、微力ではあっても活動を続けていこう、と思います。

モラハラの被害は甚大であるにもかかわらず、日本にはモラハラを予防・規制し、被害者を救済するための法律がないので、被害者はとても不利な状況にあり、私たちには抜本的な解決策を提供することはできません。そのような法律を日本で制定することが被害者を救済するための大きな一歩となるはずですが、わたしたちは法規制に向けての活動にも力を入れていきたいと思っています。



私の農業体験（２）

小林 由香子



冬場は栽培するものが限られており、畑は単調で寂しい雰囲気です。私の畑でも３種類の野菜しか育てていないのですが、そんな季節に収穫の喜びをもたらしてくれる貴重な野菜の一つ、大根の栽培について今回はご紹介したいと思います。

私にとって大根は、栽培が最も困難な野菜です。まず、畝づくりが大変です。根菜ですので根が伸びやすいように、畑を十分に耕して土を細かくしておかなければなりません。ニンジンやカブと異なり大根はかなり深くまで伸びますので、細かくするのは表面だけでは済まず、ある程度深くまで掘り返して耕し、石などの異物を取り除いておく必要があります。残暑厳しい９月にこの作業は重労働で、一畝つくるだけでへとへとになります。

次の問題は種のサイズと量です。大根の種一袋には小さな粒粒が大量に入っています。苗を作って植え替える野菜の場合、種が小さく大量でも大丈夫です。地主さんから苗を分けてもらい、自分の畑に植え替えるだけです。しかし、大根は植え替えができません。小さな種を一粒ずつ畝に乗せて、その上に土をうっすらかける作業を延々と続けなければなりません。しかも、種の量は大量です。始めに作った畝では足りなくなり、新たに作る必要が出てきますが、体力はこの時点までに消耗しています。

種一袋分の畝づくりと種まきを何とか終わらせても、２週間後には間引きが待っています。大根は間引きを前提に種まきして、生育の良いものをより大きく育てるために途中で選別することになっています。でも、苦勞をして撒いた種から発芽して葉が元気に茂っているというのに、多少小さいという理由で簡単に抜いてしまえるのでしょうか。もったいないという気持ちも手伝って、間引きは中途半端に終わってしまい、我が畑の大根の多くは毎年人参サイズでしか収穫できないのです。

そういえば、職場のことで悩んでいた時も同じようなものだったのかもしれませんが。今あるものにしがみついて、手放すことが怖くて、結局何も選ぶことができず、現状維持に汲々として何年も苦しみました。優先順位をつけて、諦める勇気を持っていれば、もっと早く前に進めたのかもしれませんが。大根にしる職場の悩みにしろ、より豊かな実りを得るためには取捨選択が必要なのではないかと今では感じています。今年の間引きの季節にはもう少し大胆に取り組んで、冬の畑でこの仮説を検証してみたいと思います。

● 本の紹介 ●

ちきりん 著



『未来の働き方を考えよう
人生は二回、生きられる』

(文芸春秋、2013年6月)

長尾 香織

人気ブロガー、ちきりんさんの深い洞察と俯瞰的な視点満載の一冊。

多くの方がぶちあたるだろう、ワーク・ライフバランスを課題とする現在の状況を的確にとらえ、確実に大きく変わっているだろう未来を想定して、楽しく機知に富んだ提案によって、じっくりと自分の人生に向き合い、ライフプランを描けるところが愉快だ。

世界中を旅して、日本の社会や市場を熟知し、人間の心理もよく理解されていると感心。未来に希望が持てる複数のシナリオ、人生設計は考えるだけで面白く、見えていなかった可能性が現れて、いろんな選択肢があると分かり、じゃあ、自分はどんな風に生きようかと考えるようになる。それも柔らかく、調整しながら、いつでも変えられる。

自分の没頭できること、スキルや適性と市場価値を、社会や世界が動く中で思い描けるので、ぜひ一度自身の人生設計の見直しにお役立てしてほしい良書。

著者の社会行動派のちきりんさん自身の魅力が滲み出ているかと。

私自身は、ちきりんさんが世界中を旅してパワーチャージされて、人生が充実されている感じが素敵だと感じ、自分も好きなことにもっと時間を費やそうとチャレンジ中。

日頃、オフィスワークなど頭を使うことが多く、運動不足になっているので、オフの時間は頭をからっぽにし、身体を動かすように心がけている。

たとえば、歌ったり、踊ったり、それだけで楽しく没頭できることをする。人によってはそれが料理を作ったり、編み物をするなど運動以外でもいいだろう。手足を動かし気を紛らわせたり、気分転換を図るのもいいかも。

とりあえず、自分が今までやりたかったが、ちゃんと向き合ってやってこなかったことを始めたので、皆さんもライフプランにぜひ、[やるべきこと]、[できること]だけでなく、[やりたいこと]をたくさん盛り込んで、複数プロジェクトを走らせいくと、いろいろなドアから、新しい境地に向かえるのでは？

そして、そうこうするうちに、未来がもっと充実して幸せで、本来の自分らしさが発揮できる人生を歩めると素晴らしいですね。

ちなみに、最近東京の5店舗だけで実施されているらしいが、スターバックスとツタヤがコラボして、スタバで1杯でもコーヒーを買くと隣接のツタヤで未購入の新刊を5冊？タダ読みできる、めちゃいけてるサービスがある。

図書館だと新刊はなかなかないし（本もちょっと手入れが悪いものなどたまにあるが）、最新の雑誌や本が読み放題！という凄い内容で、私も最近はめっぽうはまっている。

空間もおしゃれだったり、静かで綺麗な場所で、毎日通い続けても読み足りない量の本の宝庫を、たかが1日300-400円で管理者つきの自分ライブラリーで保管してもらっているような王様気分になりながら、早朝からすごいモチベーションで読みまくっている。

機会があれば、皆さんもぜひこのサービスもご利用くださいね（注：できれば東京以外でも、皆が声をあげてリクエストして、全国でこのサービス展開してほしいな）。

このネット時代、いつでもどこでも世界中のいろいろなものにアクセスして、非常に便利になり、あたかも仮想世界でいろいろな体験をしたかのような気がして、もう昔の！？不便さがどんどん遠のいていく。

そんな中、世の中の仕組みや人々の需要に合わせて、供給も変えていかないとミスマッチが起こる。多くのお店で来店客が減る中、なんとか増やそうと趣向を凝らしている。いかにして来店させ、商品・サービスを購入してもらうか？スタバの試みもそのうちの一つだろうし、[俺のフレンチ]、[俺のイタリアン]なども発想の転換で話題に上って、人を引き寄せた。リアルに足を運ぶことで、自社のウェブサイトに入って購入してもらうようなリアル→ウェブに誘導する仕組みなど、これからも増えていくだろう。

皆さんも、ぜひこの便利そうな世の中で、独自にリアルに様々な体験にトライして、面白そうなライフプランを満喫してください！！



〈お知らせ・ご案内〉

- 「第9回 職場のいじめ・ハラスメント国際学会」が、イタリアのミラノで6月17日から20日まで開催されます。詳しくは、学会のHPをご覧ください。
学会ホームページ <http://users2.unimi.it/bullying2014/>
- 厚生労働省が、「職場のパワーハラスメント対策ハンドブック」を作成しました（平成25年9月27日発表）。都道府県労働局や労働基準監督署などで配布しているほか、ポータルサイト「あかるい職場応援団」からも無料でダウンロードできます。
(<http://www.no-pawahara.mhlw.go.jp/download>)
- アトリエエムから、ブックレット「職場のハラスメント 相談対応術」（A5版 64頁 600円/税・送料別）が発行されました。職場のハラスメントを防止するため、企業、行政機関、労働組合などで相談対応をされている方におすすめです。
- アンケート用紙（B5）を同封しています。お手数ですが、ご記入のうえ、
FAX番号 **06-4981-3076** まで送信していただければ幸いです。
FAXではなく、メールで送信する場合はQ1、Q2、Q3と番号をお書きの上、
回答をお願い致します。メールアドレスは info@morahara.org です。
- 会員を募集しています。年会費は1口3,000円です。会員の方にはニュースレターをお送りします。入会ご希望の方は、郵便振込用紙に連絡先をご記入の上、お振込みいただけますよう、お願い致します。

年会費振込先：ゆうちょ銀行

口座番号：00910-6-280449

加入者名：職場のモラル・ハラスメントをなくす会



当会では、職場でのいじめ、モラル・ハラスメント被害などに
遭われている方のための電話相談を行っています。

ご家族、ご友人の方からのご相談もうけたまわっております。
なお、個人情報が漏れることはございません。



〔電話〕 **06-4981-3076**

〔相談日〕 毎月 第1水曜日、第3水曜日
午後6時30分～午後8時

毎月 第4日曜日 午後3時～午後5時